
◎開議の宣告

議長（杉山和彦君） おはようございます。暑い方は上着を脱いでもいいです。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付されているとおりです。

本日の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

また、職員につきましては全員出席であります。

（午前10時00分）

◎一般質問

議長（杉山和彦君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、9番、菊地英史君の質問を許します。

9番、菊地英史君。

（9番 菊地英史君登壇）

9番（菊地英史君） 皆さん、おはようございます。それでは、一般質問を始めてまいります。

私の一般質問を始めていく前に、議長のお許しを得まして、先月行われました横浜町ふるさとのまつりについては、多数の来町者数になるなど、町に大きな賑わいがありました。これも町長はじめ職員、関係者の努力によるものと感謝しております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。町長はじめ理事者の皆様におかれましては、明確なご答弁をよろしくお願いいたします。

1つ目の質問でございます。陸奥湾における稚貝（耳づり新貝）へのタイの食害についてでございます。

近年、陸奥湾においてマダイの生息数が増加傾向にあるとの報告が複数寄せられております。かつてはそれほど多く見られなかったマダイが、夏季を中心に湾内に大量に入り込み、養殖施設周辺に滞留する事例も増えていると伺っております。

このような状況下において、地元漁業者からは、マダイによる稚貝への食害被害が深刻化しており、「このようなことが二、三年続くと耳づりやられない」との切実な声が上がっております。稚貝が育つ過程でマダイに捕食され、結果として漁業経営に多大な損失を与えているとともに、長期的には地域の水産業全体に悪影響を及ぼす懸念もあります。そこで、以下の点について伺いいたします。

1点目、現在、町として陸奥湾におけるマダイの増加傾向や稚貝への食害についてどのような調査・分析を行っているのか。それに伴う漁業者への支援策について、具体的にど

のような取組を検討または実施されているのか、ご説明お願いいたします。

2 点目、今後、県や水産試験場、漁協など関係機関と連携した対応、例えばマダイの駆除対策や稚貝の保護手法の研究・導入などを行う予定はあるのかお伺いいたします。

2 つ目の質問です。熊の出没とその対策についてであります。

近年、全国的に熊の出没件数が増加しており、山間部だけでなく、市街地周辺や農地への出没も珍しくなくなってきております。県内においても同様の傾向が見られ、とりわけ当町においても熊の目撃情報や農作物への被害が報告されるなど、住民の不安が高まっております。

当町は、豊かな自然環境と人の生活が隣接する地域であり、このような中でいかにして熊との適切な距離を保ちつつ、住民の生活と財産を守っていくかが極めて重要な課題となっております。そこで、以下の点について、町の見解及び今後の方針をお伺いいたします。

1 点目、これまでに当町で確認された熊の出没件数及び被害状況について、近年 5 年間の状況をお知らせください。

2 点目、熊の出没に対する初動対応、通報体制、住民への情報提供など、現行の危機管理体制はどのようなになっているのかお伺いします。

3 点目、熊による農作物被害を未然に防ぐための支援策、補助制度等についてお伺いいたします。

4 点目、学校や高齢者施設など、特に配慮が必要な地域における安全対策は講じられているのかお尋ねいたします。

5 点目、熊の生息域と人間の生活圏との境界が曖昧になってきている現状を踏まえ、町としての方針があればお聞かせください。

以上、大きく 2 点についてお伺いいたします。ご答弁よろしくをお願いいたします。

これで壇上からの質問を終わらせていただきます。

議長（杉山和彦君） 町長より答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） 皆さん、おはようございます。9 番、菊地英史議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の 1 番目、「陸奥湾における稚貝（耳づり）新貝へのタイの食害について」の 1 点目、「陸奥湾におけるマダイの増加傾向や稚貝への食害についてどのような調査・分析を行っているのか、それに伴う漁業者への支援策についてどのような取組を検討または実施されているか」についてであります。議員ご承知のとおり、近年陸奥湾において高水温及び餌不足が原因とされるホタテのへい死被害が続いている中、今年はマダイによる食

害も拡大しており、依然として漁業を取り巻く環境が厳しい状況であります。

陸奥湾におけるマダイの増加傾向について県の水産総合研究所に確認したところ、「今のところ増加傾向ではあるかは不明である」との回答であり、現時点での調査・分析においては、高水温等で稚貝の生育が遅く、耳づり作業の時期が遅れ、貝の大きさが例年より小さく柔らかいため被害が拡大したと予想されております。

また、本年6月中旬には、漁協において全漁業者を対象にマダイ食害調査を実施しており、全体の3割に被害が発生しているとの結果でありました。

最終的な被害状況の把握については、まだ湾内は高水温であり、のし等を上げ下げするとへい死しやすくなるため被害確認はできておりませんが、相当な被害になると思われます。

水温が下がり次第、被害調査ができるとのことでありますので、最終的な被害状況を把握し、漁協と連携を図りながら支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、質問の2点目、「今後、県や水産試験場、漁協などの関係機関と連携した対応、例えばマダイの駆除対策や稚貝の保護手法の研究・導入などを行う予定はあるか」についてであります。ホタテのマダイ食害については陸奥湾東湾内の平内町及び野辺地町等においても被害が拡大しているとのことであります。

つきましては、今後の駆除対策及び保護手法の研究等については、専門的知見が必要でありますので、県水産総合研究所へ要望し、また国・県・漁協と連携を図りながら問題解決及び対策を講じてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、ご質問の2番目、「熊の出没とその対策について」の1点目、「当町での確認された熊の出没件数及び被害状況の近年5年間の状況」についてであります。議員ご承知のとおり、今年度は全国的にも熊の目撃及び被害が多発しており、青森県においても5月1日から11月30日までの期間、「ツキノワグマ出沒警報」を発表しており、当町においても4月下旬から北地区・南地区を中心に目撃・被害が多発しております。

当町における近年の5年間の状況については、令和2年度から令和6年度までの5年平均で、目撃情報は3件、家庭菜園での被害件数は2件、農作物の被害件数は1件となっております。

また、本年8月31日現在での目撃情報は17件、家庭菜園での被害件数は9件、農作物等の被害件数は5件であり、例年以上の目撃及び被害件数となっており、今後もさらに増加していくと思われることから、町といたしましては8月9日から、「熊出沒注意重点期間」として、毎朝9時に防災無線等で注意を呼びかけております。

次に、ご質問の2点目、「熊の出没に対する初動対応、通報体制、住民への情報提供な

ど、現行の危機管理体制はどのようになっているのか」についてであります。町では、「町鳥獣被害防止計画」での関係機関等の役割及び緊急時連絡体制等を基本としており、目撃・被害情報があった場合は速やかに地区・場所を特定し、町民に対し防災無線及び防災メールによる注意喚起の徹底、また農作物被害が発生した場合は「鳥獣被害対策実施隊」とともに早急に被害状況を確認しております。

被害状況に応じた対応については、同地区において農作物等の被害が続いた場合は、鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動として箱わなを設置しております。

また、市街地及び通学路等で複数回目撃情報があった場合には、野辺地警察署と連携したパトロールを実施しております。

さらに、熊による人の生命・身体への危害を防止する措置としては、銃器等による駆除も必要となる場合もございます。

いずれにいたしましても、今後、町民等からの目撃情報等において、町・鳥獣被害対策実施隊・県・警察との情報共有及び連携を図り、人的被害防止を最優先にし、鳥獣保護と適正な捕獲体制に努めてまいります。

次に、ご質問の3点目、「熊による農作物被害を未然に防ぐための支援策、補助制度等について」であります。当町での主な被害については家庭菜園でのトウモロコシ及び飼料用トウモロコシが多い状況であります。県では、熊から農作物の被害を防止するため、農地への侵入を防ぐ電気柵及びネット柵設置等に対する「鳥獣被害防止総合対策事業補助金」があり、また他町村の農協では忌避剤を農地の周りに散布し、農地への侵入を防ぐ対策を実施しているところもありますので、今後、町といたしましても農協と連携をし、必要に応じた対策等を実施してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の4点目、「学校や高齢者施設など、特に配慮が必要な地域における安全対策は講じられているか」についてであります。学校の敷地及び通学路付近に熊が目撃された場合については、早急に防災無線等での注意喚起、また教育委員会と連携し、小中学校への周知を徹底しております。また、高齢者施設及び保育所周辺に目撃情報があった場合でも、速やかに情報提供していく所存でございます。

農家の方々に対しても、農作業時における熊対策について情報を発信してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の5点目、「熊の生息地と人間の生活圏との境界が曖昧になってきている現状を踏まえ、町としての方針があるのか」についてであります。今年の秋はブナの実が大凶作と予測されており、熊の生息域では餌不足となるため、人里での目撃及び被害が多発するものと思われます。

当町は、山と海が近い地形であり、緩衝帯の整備等は難しいことから、熊を人の生活圏

に寄せつけないため、里山の管理として適正な森林整備及び耕作放棄地の解消、市街地等で隠れる場所を少なくするためのやぶの草刈りや、民家等での生ごみや野菜・果実等の残渣を適正に処理するなど、周知を図ってまいります。

また、農地や各施設への電気柵設置等も含めた体制づくり及び猟友会における専門知識を得るための人材育成においても、今後、「町鳥獣被害防止対策協議会」で協議し、町民が安心して暮らせる対策等を講じてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。9番、菊地英史議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） 町長の答弁が終わりました。

1点目、稚貝へのタイの食害についての再質問ございますか。

9番、菊地英史君。

9番（菊地英史君） ご答弁ありがとうございます。先ほどの答弁では、タイによる稚貝の食害についてまだ被害確認はできておらず、今後において漁協との連携強化を進めていくとのことでしたが、実際に現場の漁業者からは既に深刻な被害が出ている、対応が遅いとの声も聞かれております。

そのような中で、再質問として2点ほど質問いたします。

具体的に先ほどの件でどのような対策、例えば今後捕獲事業の強化や稚貝の防護柵導入などを講じるのか、そのスケジュールがあればお聞かせください。

もう一点が、タイの食害による影響が年々深刻化している中、県や国との連携などをどのように進めていくおつもりなのか、今後の予定をお聞かせください。

以上、2点の再質問の答弁を求めます。

議長（杉山和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（澤谷 誠君） ただいまの菊地議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、早急にタイの捕獲・駆除ができればよいのですが、難しく、漁業者の方々、また漁協のほうでも正直悩んでいる状況であります。

今後の対策については、町長の答弁にもありましたけれども、漁協及び県の水産総合研究所、また同じく被害拡大している平内町、野辺地町と共に情報共有をして、問題解決及び対策を考えてまいりたいと思っております。

また、現在においても湾内の水温は約26度と、まだ高水温であります。また、高水温で稚貝は疲弊しているので、水温が23度を下回ってもすぐに分散作業を行わず、貝の体力が回復してから作業を行っておりますので、最終的な被害状況の把握・確認は10月から11月上旬になるのではないかなと思っております。

続きまして、2点目の再質問でございますけれども、国・県においても陸奥湾内のマダ

イの食害が拡大しているということは把握しております。できれば、早期に最終的な被害状況を把握して、また町長の答弁もありましたけれども、漁協と連携を密にして国・県へ食害の対策や支援の要望、また町といたしましても被害状況に応じた支援を実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（杉山和彦君） 答弁が終わりました。

再々ありますか。

9 番、菊地英史君。

9 番（菊地英史君） ご答弁ありがとうございます。

これは要望になるのですけれども、横浜町における貝の養殖は、まず基幹産業の一つであります。その発展や維持に関しては、稚貝の安定的な育成が不可欠であるなど思っております。マダイ等による稚貝食害の被害は、漁業者の生活を直撃する重大な問題であり、町としても真摯に受け止めて早急な対応をしていただきますよう、強く要望して終わりたいと思います。

議長（杉山和彦君） それでは、2 点目、熊の出没とその対策についての再質問はありますか。

9 番、菊地英史君。

9 番（菊地英史君） ご答弁ありがとうございます。先ほどの答弁では、熊の出没に対しては町として速やかに対応されているということでありましたが、町民の方からは、町民の生活圏での熊の目撃情報が増えて、今後不安だという声も聞かれております。そこで、4 点ほど再質問をさせていただきます。

1 点目は、有害鳥獣駆除体制の見直しについてであります。現在、町と猟友会の連携で対応しているとのことですが、駆除に必要な猟友会さんがいつも命がけで対応してくれています。成り手不足の対策や報酬の改善など、今後具体的な対応策があれば伺いたします。

2 点目は、箱わなの継続的な設置についてであります。今回 2 回にわたって熊が敷地内に入った町民の方から聞き取りをしたところ、熊が来たときはすぐに箱わなを設置して対応してくれておりましたが、その後は撤去してしまい、また熊が来るのではないかと不安な日々を過ごしているとのことでありました。

そこでお伺いしますが、箱わなの設置について、継続的な設置が必要なのではないかお伺いいたします。

3 点目は、定期的な草刈りなどの環境整備についてであります。あるテレビ番組で、熊は山から下りて人里に来る際に、川沿いや川に生えている草などに身を隠して下りてくると言われており、定期的に草刈りをしたり、環境整備を行っている自治体もあるとのこと

でありました。

当町においても、川や公園、使われていない農地、山林などの定期的な草刈りなどの環境整備が必要ではないのか伺います。

再質問の4点目は、市町村の判断でツキノワグマなどに発砲する緊急銃猟を認める改正鳥獣保護管理法が1日に施行されたことを受けて、青森県の平川市は5日に市街地で熊などが出沒した際の対応マニュアルを作成したとの発表がありました。

それが、当町においてもこの対応マニュアルに関しては今後作成する予定があるのか伺います。

以上4点、再質問、よろしくお願いいたします。

議長（杉山和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（澤谷 誠君） 菊地議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目ではありますが、今現在、猟友会の会員数は13名であります。そのうち猟銃の所持免許を取得している人は8名、あとわなの免許を取得している人は4名でございます。

議員おっしゃるとおり、全国的にも、当町においても猟友会員の高齢化や若い人たちの新規参加も減少している状況であります。

今後においては、町民に対して県の事業である免許取得補助事業の活用の促進、また議員のおっしゃられた捕獲活動報酬等の見直しも検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、今後人材育成及び担い手の確保については、町鳥獣被害対策協議会で議題とし、検討してまいりたいと思っております。

続きまして、2番目の箱わな設置と、それを継続しできないかでありますけれども、今、猟友会のほうで箱わなは5つ所有しております。その中で、今現在熊の許可は8頭、町から許可しており、捕獲は4頭となっております。

この目撃被害状況が多発している中、箱わなが5つしかありませんので、今後は箱わなを町といたしましてももう少し多くするための支援等も考えてまいりたいと思っております。

また、猟友会のほうでも、全ての被害あったところに設置するのではなくて、やはり農作業の被害があったところを優先して、また家庭菜園もありますけれども、農作業の事業的被害があったところを優先して箱わな設置することとありますので、家庭菜園でも必要と皆さんおっしゃると思いますけれども、何かそこはご理解願いたいと思っております。

3つ目の再質問にお答えいたします。人が住んでいる集落と熊がいる山林との境界というか境を明確にすることにより、山林と集落との距離を確保することで見通しがよくなり、

農作業の被害や人身被害が起こりにくくなる環境づくりが必要であると思っております。

そのためにも、議員がおっしゃった農道や集团的農地の周り、また河川敷、また公園等の草刈りをする事で熊が隠れる場所をなくするということも、対策の一つであると思っております。

これにおいても、役場内の各課と連携し、環境整備を含めた緩衝地帯の整備を実施してまいりたいと思っております。

最後の4点目の再質問でありますけれども、熊の対応マニュアルでありますけれども、令和3年度に国の環境省で作成している熊類出没対応マニュアルを参考とさせていただき、協議会においてもマニュアルの作成を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（杉山和彦君） 答弁は終わりました。

再々質問ありますか。

9番、菊地英史君。

9番（菊地英史君） ご答弁ありがとうございます。

要望で終わるのですが、町民の命と安全を守るためには、受け身の対応ではなくて、先手を打った対策が必要不可欠であるなというふうな感じを持っております。

先ほどの猟友会の成り手不足の対策や箱わなの継続的な設置、川や川沿い、使われていない農地、山林などの定期的な草刈りなどの環境整備を強く要望させていただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（杉山和彦君） これをもって9番、菊地英史君の一般質問を打ち切ります。

次に、4番、杉山大栄君の質問を許します。

4番、杉山大栄君。

（4番 杉山大栄君登壇）

4番（杉山大栄君） 皆さん、おはようございます。私からは、大きく分けて3項目の質問がございます。それでは、通告に従いまして早速一般質問させていただきます。

1項目め、漁業を守るさらなる支援と対策をについてであります。横浜町の漁業は、地域経済や暮らしを支える極めて重要な産業であります。町はこれまで、漁業者に対してホタテ共済事業補助、ホタテ貝残渣処理補助、稚ナマコ放流事業補助と、様々な支援に取り組んでいることに感謝申し上げます。

しかし、近年は燃料費や資材費等の高騰に加え、ナマコの減少、ホタテのへい死、さらに今年はホタテのタイによる食害が発生し、漁業を取り巻く環境は限界値を超え、これまでにない厳しさであります。

漁業者からは、今の時期、ホタテの養殖施設はホタテの成長と付着物で海に沈んでいる

はずだが、今年は浮いている。高海水温とタイによる食害がかなり深刻で、場所によっては全滅の可能性があると話しています。

このように、漁業者にとって経営の継続がますます厳しくなっている状況で、このままでは町からホタテが消えてしまうと言っても過言ではありません。今までにない被害には、今までにない支援を望むところです。そこで、次の点について質問いたします。

1 点目、当町の基幹産業でもある漁業を守り、未来へつなげ、さらに後継者不足といった長期的な課題もあります。漁協と課題を共有し、町単独、そして県・国と連携した耐久的な新たな対策を進めていただきたいが、見解をお伺いします。

2 点目、生活面での支援も不可欠です。国保税や町民税の減税は、町が直接支援できる重要な手段です。町の見解をお伺いします。

2 項目め、婚活イベントの充実についてであります。当町では、これまで地域の若者を対象とした婚活イベントが行われてきたと承知しております。出会いの場を提供することで、結婚を望む方々にとって貴重な機会となっており、その取組に対して評価と感謝を申し上げます。

しかしながら、現在の結婚ニーズは多様化しており、参加者の年齢層やライフスタイル、価値観の変化に伴って、イベントの在り方も見直しが必要な時期に来ているのではないかと考えます。町の将来を担う若い世代が、安心して暮らし、家庭を築けるような環境を整えたいとの思いから、次の点について質問いたします。

1 点目、これまでの婚活イベントの開催実績や参加者数、成婚に至った件数について、また今後に向けた課題は何かお伺いします。

2 点目、イベントを単発で終わらせるのではなく、婚活相談窓口の設置や、結婚後の定住支援といった包括的な取組が必要と考えますが、町として継続的な婚活支援のビジョンがあるのかお伺いします。

3 項目め、高齢者世帯に対するエアコン設置費用補助についてであります。近年、夏季の猛暑が全国的に常態化しており、高齢者の熱中症による健康被害が深刻な社会問題となっております。

特に高齢者の単身世帯では、エアコンが設置されていないケースが多く見受けられます。当町においても、住民の高齢化が進む中で、健康被害を未然に防ぐ対策が急務であると考えます。

エアコンは、もはやぜいたく品ではなく、命を守るための生活必需品だと考えます。町としても、高齢者が安全に夏を過ごせるよう、現実的かつ迅速な支援をするべきと思いますが、町の考えをお聞かせください。

以上、3 項目についてご答弁、よろしくお願いします。

議長（杉山和彦君） 町長より答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） 4 番、杉山大栄議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の1番目、「漁業を守るさらなる支援と対策を」の1点目、「当町の基幹産業でもある漁業を守り、未来へつなげ、さらに後継者不足といった長期的な課題もあります。漁協と課題を共有し、町単独、そして県、国と連携した耐久的な新たな対策を進めていただきたいが、見解をお伺いいたします」についてであります。議員ご承知のとおり、町の漁業者の主な収入源であるホタテ及びナマコ漁については、近年漁獲量の減少が続いており、また物価高騰における資材・燃料費等の高騰が今なお続いており、経営に大きな影響を与えております。

ホタテのへい死については、春の陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査結果において、当町での耳づりのへい死率は1.1%であり、陸奥湾全体平均値3.5%をやや下回っております。

また、今年はマダイによる食害についても大きな問題となっております。ナマコ漁の漁獲量については、令和2年では約72トンでありましたが、近年の令和5年は約25トン、昨年は約29トンであり、令和2年に比べ約3分の1となっており、資源の減少により昨年は1日のみの操業でありました。

こうした漁獲量が伸び悩んでいる中、今年度の各対策であります。ホタテへい死については、町ではホタテ共済事業費補助金等の増額、県においては適正な養殖管理の指導やホタテ貝養殖検証試験の実施及び高水温被害に対する金融対策を実施する予定としております。

マダイ被害については、今後、水産総合研究所・漁協・県と連携を図り、原因究明及び対策等を検討してまいります。

ナマコ資源確保については、町と漁協が連携して取り組んでいる稚ナマコの放流事業においては2万個を放流しており、8月19日には漁業者を対象に「ナマコ資源・漁獲拡大」をテーマとしたナマコ養殖等講習会を開催しており、カゴ養殖等に向けた取組を検討してまいります。

また、後継者不足も課題の一つとなっており、国・県の「担い手・後継者育成事業」についても、漁協と連携し推進してまいりたいと考えております。

議員ご発言のとおり、今後においても各課題解決に向けて、漁協と情報を共有し、国・県への高水温に対応した養殖技術の開発、親貝確保事業等も含めた要望及び町からの継続的な補助、各被害等に対する必要に応じた対策・支援を検討してまいりたいと思っております。

次に、ご質問の２点目、「国保税や町民税の減免」についてであります。国保税では、横浜町国民健康保険税条例において、災害等により生活が著しく困難となったもの、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別な事情がある者と定められており、町民税では、町税条例において、生活保護法の適用を受けている人、長期入院による所得の激減した人や失業・休業または廃業により生活が著しく困難となった者や学生などが定められております。

さらに、特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例と同条例の施行規則も制定しており、町民税、固定資産税、国保税の減免措置がありますが、これに該当するためには、特別災害である災害救助法が適用された災害、青森県が援護することを要すると認められたもの、町の区域内に広範囲に発生した災害で、町長が指定した災害のいずれかの災害認定の適用が必要となります。

災害の適用が認定されますと、減免割合の限度額を算定する必要があり、納税者から申請があった場合は、審査・調査をして決定することになります。

なお、対象となる減免は特別災害を受けた日以後に納期の到来する税額となりますので、ご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

次に、ご質問の２番目、「婚活イベントの充実」についてであります。当町の婚活イベントは、人口減少・少子化対策の一環として、独身男女に出会いの場を提供し、未婚化、晩婚化に歯止めをかけるため平成28年から開催しており、今年度においても10月に開催する予定としているところであります。

また、上十三・十和田湖広域定住自立圏移住・結婚支援推進協議会においても婚活イベントを開催しており、今年度は7月に1回目が開催され、11月には2回目が開催される予定となっております。

さて、ご質問の１点目、「これまでの婚活イベントの開催実績や参加者数、成婚に至った件数について、また今後に向けた課題は何か」についてであります。第１回目は平成28年12月に開催し、男性14人、女性15人、合計29人、カップルは５組であります。第２回目は平成30年９月に開催し、男性20人、女性20人、合計40人、カップルは７組であります。第３回目は令和５年９月に開催し、男性14人、女性11人、合計25人。カップルはありませんでした。第４回目は令和６年10月に開催し、男性８人、女性８人、合計16人、カップルは２組であり、これまでの成婚の件数については、個人情報保護等の観点から把握はしておりません。

近年はインターネットを通じた婚活やマッチングアプリなどの活用により出会いの選択肢が増えておりますので、魅力ある婚活イベントを開催し、多くの方に参加していただくことが今後の課題であると考えております。

次に、ご質問の2点目、「イベントを単発に終わらせるのではなく、婚活相談窓口の設置や結婚後の定住支援策といった包括的な取組が必要と考えますが、町として継続的な婚活支援のビジョンがあるのか」についてであります。第2期横浜町人口ビジョン及び横浜町総合戦略においても、婚活イベントの開催や移住・定住の促進等に取り組むことを掲げており、結婚後の支援として、新婚新生活支援事業においては、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、39歳以下の夫婦へ居住費や引っ越し費用に対して30万円を限度額として補助、20歳以下の夫婦であれば60万円を限度額として補助しております。

また、新築住宅建築補助や賃貸住宅の家賃補助など移住・定住促進事業にも取り組んでおり、各種施策によって継続的に支援してまいりたいと考えております。

なお、議員提案の婚活相談窓口の設置についてであります。まずは婚活イベントによる出会いの場を優先して取り組んでまいりたいと考えており、今後は上十三・十和田湖広域定住自立圏において設置が可能かどうかについて協議、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いをいたします。

次に、ご質問の3番目、「高齢者世帯に対するエアコン設置費用補助を」についてであります。まず熱中症予防には小まめな水分補給や体調管理の重要性を、高齢者のみならず、広く町民に対して周知していくことが重要であると認識しております。

町では今年7月から、町民が夏の暑さを避けるために利用可能な場所として、「役場、ふれあいセンター内の図書館及び菜の花にこにこセンターにおいてクーリングシェルターを開設しております。

また、青森県で「熱中症警戒アラート」が発令された際には、町の防災無線等で広く町民の皆様に注意を促しており、「広報よこはま」、町の介護予防教室や高齢者の集う場で場での熱中症の注意喚起と熱中症予防の正しい知識の普及啓発を行っており、引き続き実施してまいります。

「高齢者世帯に対するエアコン設置費用補助」に関しましては、今年度第10期介護保険事業計画策定に関わる調査業務の中で、エアコンのニーズ調査を実施し、その実態把握に努める予定としております。

既に設置済みの高齢者世帯の方、また様々な理由から設置が困難な高齢者世帯以外の方との公平性を図りながら、県内市町村の実施状況も注視しつつ検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、4番、杉山大栄議員への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） 町長の答弁は終わりました。

まず1点目、漁業支援と対策についての再質問ございますか。

4 番、杉山大栄君。

4 番（杉山大栄君） ご答弁ありがとうございました。

まず、陸奥湾の鯛の食害、先ほど6月の時点で30%ということなのですが、今年とはにかく海水温がまず、漁師さんから聞いたら、異常だと。先ほど26度とあったのですが、海水温26度という、菊地議員のときにご答弁がありましたけれども、今現在横浜町は海面も26度、水深10メートル、30メートルも26度という非常に異常な水温になっております。

調査してみなければ正式な被害状況というのは分からないのですが、もう被害に遭っているということは、漁師さんが間違いなくこれは今までにない甚大な被害だということは相談を受けているわけでありまして、今後においても町の財政状況、公平性の観点を踏まえながらも、漁業者の生活を守るために、私はもう柔軟な減免対応が必要であると考えます。国や県の制度でも災害減免法とか臨時の特別措置などがありますけれども、こちらは確定申告でのたしか手続になっていますので、時間がかかるわけです。それまでやはり町独自の、私はまず支援、減免をして、そして国や県の制度につなげていただければと思います。

こちらについての再質問1点あるのですが、漁業の後継者不足についてであります。町が作成しております第2期町の総合戦略、令和3年度に作成されて、今年、令和7年度で期限を迎えるわけですが、現在も進行中、令和3年度から第2期の町の総合戦略の計画が策定されて4年半になるわけですが、その政策の中の水産業の中で漁業の担い手の育成の振興があるわけですが、令和3年度から現在までのこの4年半の間に、どのような町として取組をして、そしてどのような成果を今現在上げているのか。こちらをちょっとご答弁願いたいと思います。

議長（杉山和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（澤谷 誠君） ただいまの再質問にお答えいたします。

杉山議員がおっしゃっているとおり、漁業のみならず、農業においてもやはり新規担い手は、当町においても、全国的にも大変厳しい状況が続いております。

漁業においては、今、ホタテ業者はたしか58あると思っております。推移とすればそんなに減少していない状況、明確な3年前からの数値は今分かりませんが、減少率は、少しずつ減ってきていますけれども、そんなに減ってきていないという状況であると思います。これは農業についてそのとおりでございます。

これにおいても国の事業である漁業担い手確保育成事業、また県事業における漁業後継者育成研修等ありますので、今後漁協と連携して推進してまいりたいと思っております。

また、漁業の新規就労においては、佐井村でも独自に村の単独事業でいろいろ生活面等

も実施している事業もございますので、そういう事業も参考とさせていただいて、今後ちょっと検討してまいりたいなと思っております。

以上です。

議長（杉山和彦君） 再々ありますか。

4 番、杉山大栄君。

4 番（杉山大栄君） ご答弁ありがとうございました。

漁業に関しては、まず今の事業を漁師さんに継続してもらうということが、私はそこがまず第一だと思います。そこからこの今の産業等を考えると、そこからまた次の後継者とか、新規参入者とかの問題になると思いますので、まずは漁業者をしっかり町として支援していただければと思います。私もできる限り県や国のほうに要望活動はしていきますので、町のほうも県や国のほうに引き続き要望活動をお願いしたいと思います。

1 項目めについては以上です。

議長（杉山和彦君） 今の質問は要望でよろしいですね。

4 番（杉山大栄君） はい。

議長（杉山和彦君） そうすれば、2 点目の婚活イベントの充実についての再質問をお願いします。

4 番、杉山大栄君。

4 番（杉山大栄君） 先ほど婚活イベントの実績等についてご答弁いただきましたけれども、やはり参加人数にちょっと私は少なく、問題があるのではないかなと感じました。まず、婚活イベントが一部の年代や趣向に偏っていないか、検討するべきだと思います。

再質問として、例えば婚活イベントの参加者に満足度調査というアンケートとか行っているかどうか。

もう一つは、上十三とも先ほど連携していると言いましたけれども、近隣の例えば六ヶ所とか野辺地との交流を視野に入れた広域連携のイベントに取り組んではと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（杉山和彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（秋田和幸君） そうすれば、ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、アンケート調査をやってみてはどうかということでもありますけれども、こちらは毎回婚活イベントの終了の際に各参加者にはアンケートのほうを書いてもらって、アンケート調査のほうは実施して、それを参考にいろいろ改善点とかを婚活のプロジェクト委員会のほうで検討し、よりよい方向に進めるように努力はしているところではあります。

それから、2 点目の野辺地、六ヶ所と連携してみてもいいと思いますけれども、こちらについても上十三での大きい広域での枠組みの婚活イベントもありますけれども、野辺地、六ヶ所ともちょっと話をしてみてもいいと思います。合同でそういうものがないものかとい

うのを今後検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますよう
よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（杉山和彦君） 答弁は終わりました。

再々質問ありますか。

4 番（杉山大栄君） ありません。

議長（杉山和彦君） そうすれば、3 点目、高齢者世帯エアコン設置費用補助についての再質問を受
けます。

4 番、杉山大栄君。

4 番（杉山大栄君） 先ほどの答弁を聞いて、当町は高齢者の熱中症対策の支援とか啓発活動はしっ
かりしているということを聞いて、まずは安心したところであります。

ただ、あれほど暑い猛暑は、もう今は青森県でも30度を超えるというのが当たり前で、
北海道でも30度を超える時代です。

多分地域エアコンの設置費用の補助に動き出している都道府県もありますので、ぜひ当
町も引き続きご検討願えればと思います。これは要望ですので、ご答弁は要りません。

以上で私からの質問を終わります。

議長（杉山和彦君） これをもって4 番、杉山大栄君の一般質問を打ち切ります。

次に、7 番、沖津正博君の質問を許します。

7 番、沖津正博君。

（7 番 沖津正博君登壇）

7 番（沖津正博君） それでは、通告していた質問について質問させていただきます。

質問項目の最初は、合葬墓の整備検討を求める件であります。「承継者がいない、墓の
管理が難しい、費用を抑えたい」など、少子化や町外転出が進む中で、将来のお墓や亡く
なった後の遺骨の管理に不安を感じている声が聞こえます。町外所有者の墓地が年々増え、
墓じまいと「転出」で墓地の虫食いが目立っています。

県内自治体にも定着してきた合葬墓は、一度埋葬すると遺骨の取出しができないなどの
デメリットもあるものの、後継ぎがいなくても安心、費用を抑えられるの利点で、県内でも
普及しています。西福寺では、檀家の合祀墓が計画されているようです。

町の墓地管理の今後を見据え、「生前の安心」のためにも合葬墓の検討を図るべきでは
ないかと考えます。今後の墓地管理運営方針についてと、あわせて町の所見を伺います。

質問項目の2 点目、個別避難計画づくりで災害に強いまちづくりをについてです。大規
模災害は毎年のように起きています。高齢者や障害者など、災害時に自ら避難することが
困難と思われる方の個別避難計画づくりについて、昨年議会でもお願いしてきていました

が、①その後どのように進んでいるのか、進捗状況を伺います。

②「いざとなったら隣近所」の助け合いが減災や救援の鍵を握ると考えます。自主防災組織の普及と個別避難計画は早めの普及が必要ですが、年度末の町内総会に向け、集中期間を設け、説明会等を行うべきと考えますが、普及推進の方策を伺います。

以上、大きな項目は2点ですが、よろしくお願いいたします。

議長（杉山和彦君） 町長より答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） 7番、沖津正博議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の1番目、「合葬墓の整備検討を求める」についてであります。議員ご発言のとおり、少子・高齢化、人口減少の進展など社会状況が変化している中で、高齢者のひとり暮らし世帯の増加などにより、地元にお墓の管理を継承する人がいない、費用を抑えたいなど、お墓に対する意識やニーズが多様化しており、お墓の管理に不安を感じているという声が聞こえております。

こうした中、全国の自治体では、遺骨を他の人の遺骨と一緒に埋葬して供養する「合葬墓」を整備する動きが広がっており、県内においても近年、「合葬墓」を整備した自治体は増加傾向にあるようでございます。

「合葬墓」は、墓石を必要としないことなどにより費用が抑えられることや、お墓を管理する人がいない場合でも供養をお願いできる場所となること、埋葬後に遺族がお墓参りできることなどが挙げられます。しかしながら、埋葬には家族や親戚などとの十分な話し合いが必要になります。

なお、町内の寺社においてもお墓の継承者の問題についての対応が課題となっており、寺社が親族に代わって個人を扶養するこれまでの「永代供養墓」に加え、それぞれ何回忌までなど一定の年忌法要を区切りとする「合祀墓」の整備などについて検討されていると伺っております。

町といたしましては、町民の「生前の安心」のため、町民の皆様や関係者のご意見、周辺自治体の状況を踏まえ、当町における「合葬墓」の必要性について検討してまいりたいと考えております。

また、今後の墓地管理運営方針についてであります。時代とともに変化するお墓に対する意識やニーズに向かい合いながら、引き続き公衆衛生の向上を図るため、町民の皆様はじめ町内各地区の共同墓地管理者並びに関係者の皆様と協議しながら適切に進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いをいたします。

次に、質問の２番目、「個別避難計画書づくりで災害に強いまちづくり」をの１点目、「個別避難計画作成の進捗状況」についてであります。令和７年４月１日現在の避難行動要支援者の名簿登録者は22名であります。そのうち、個別避難計画は障害の等級や介護度等による支援の優先度が高い３名について作成済みであり、令和６年第４回定例町議会での一般質問において答弁申し上げている人数と同数であります。

個別避難計画は、一人一人の状況に合わせ支援者、避難先、必要な配慮などを記載した計画でありますので、計画を作成していない残りの方につきましても、ご家族や担当のケアマネジャー等と協議しながら、今年度中の個別避難計画作成に向けて進めているところであります。

次に、ご質問の２点目、「自主防災組織の普及と個別避難計画は早めの普及が必要ですが、年度末の町内総会に向け、集中期間を設け、説明会等を行うべきと考えますが、普及推進の方策を伺います」についてであります。議員ご承知のとおり、災害が発生したとき、被害を最小限に抑えるためには、自分自身を守る「自助」、隣近所の相互連携による「共助」、消防などの公共機関による救助・支援の「公助」がそれぞれ最大限に機能を発揮することが重要であります。

自主防災組織は、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、町内会などが自主的に結成する組織であり、平常時には災害に備えた取組を実践し、災害時には被害を最小限に食い止めるための応急活動を行うなど、地域の方々が連携し防災活動を行う「共助」の中核を担うものであります。

町は、町内会長会議を年に２回開催しており、その中で町からの連絡事項として、自主防災組織の設立について周知を図っているところであります。

今年度も、５月15日に開催した第１回町内会長会議におきまして、自主防災組織を設立し活動している大町町内会、吹越町内会、有畑町内会、大豆田町内会、１号新丁町内会の５町内会の紹介と、自主防災組織に関する相談窓口についての説明をしているところであります。本年は、緑町町内会において自主防災組織の設立についての合意が得られ、町へ届出がされております。

町では引き続き、自主防災組織の普及に向け、組織の設立や規約のつくり方、自主防災組織の必要性や活動内容等について説明してまいります。

また、組織設立後においても、コミュニティ助成事業の地域防災組織育成助成事業を活用した防災資機材購入のための助成事業の支援や防災訓練、防災活動の実施に関わる支援を行うとともに、避難行動要支援者への個別避難計画の整備につきましても進めてまいりますので、議員各位のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、７番、沖津正博君のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） 町長の答弁は終わりました。

1 点目、合葬墓の整備検討についての再質問ございますか。

7 番、沖津正博君。

7 番（沖津正博君） 再質問いたします。

先ほどの答弁で共同墓地の協議をしながらというふうなお話がありましたので、この共同墓地の協議を、通例であれば年に 1 回ずつやっているのか、やっていないのか、今までですね。これ新たに、例えば共同墓地の方々だけの協議をこれから新しく設けるという意味の答弁だったのか、その辺のいきさつについてと、定期協議をできれば進めていってほしいなと思うのですが、その答弁をいただきたいというのが 1 点目であります。

それから、町営墓地の現況についてお伺いいたします。今言っているのは横浜町の横浜共同墓地、いわゆる寺下にある共同墓地に関してですが、お墓の件数、これが全体で幾らあって、どのくらいもう埋まっているのか、要するに空きがどのくらいまだあるのかということと、それから 2 つ目は、この共同墓地の維持管理がどういうふうに行われているのか。例えば草刈りとかいろいろ出てくると思うのですが、現状はどういうふうに置かれているのかというところですね。

それから、再質問のもう一つは、その共同墓地の所有者、これがどんどん年代が進むにつれて、町内にある方はいいのですが、町外にいらっしゃる方のそういう住所等変更あるいは、少なくとも連絡が取れる状況にあるのかどうかというふうなことでお伺いしたいなというふうに思います。

以上です。

議長（杉山和彦君） 町民課長。

町民課長（菊池和也君） 先ほどの沖津正博議員のご質問にお答えいたします。

まず、合葬墓とか共同墓地の管理者との協議はこれまでもやっていたのかというところにつきましては、これまでは年に何回とかそういった協議等は行われておりませんでしたので、今回の合葬墓等のお話のこともありましたので、今後管理者の方々のご意見を頂戴いたしながら、墓地の適正管理に努めてまいりたいということでございます。

続いて、寺下の町営墓地の空き状況についてでありますけれども、現在町の町営墓地、寺下の部分については 332 の墓地がありまして、そのうち利用されているのが 314、空きは 18 となっております。

また、維持管理につきましては、町の会計年度任用職員により年 2 回から、状況によっては 3 回、草刈り等の作業を定期的に実施しているところでございます。

続いて、所有者の件でありますけれども、町外の所有者になっているものについては、把握している限りでは 4 件となっております。

そのほか、町外の方で連絡が取れないというふうになっているものについては、現在のところはありませんけれども、それ以外に名義の変更等で手続が滞っているもの等については、若干ですが、ございます。

私からの答弁は以上となります。

議長（杉山和彦君） 答弁は終わりました。

再々質問。

7 番、沖津正博君。

7 番（沖津正博君） 時代の流れとともに、ぜひ合葬墓は必要ではないかなというふうに考えております。例えば県内の3市ではもう既に随分前から合葬墓に取り組んでいるようですが、昨年から六ヶ所村も始めたというふうな話を伺っております。

それから、十和田市の係の方にお伺いしたところ、毎年、生前予約の合葬墓、これが霊園の中に10口、毎年生前予約の口を募集するらしいのですが、それに128人の方が応募されているということで、なかなか合葬墓が当たらないというふうな話もされておりました。ある意味では大変期待をされているのが合葬墓だなというふうに思っておりましたので、ぜひ前向きに検討して行ってほしいというのが要望です。

それから、再々質問については、例えば維持管理に会計年度の方がされているというふうなことでありましたが、今シルバーの人たちも仕事がなくなるというふうなこともあるので、例えばシルバーの社協のほうに仕事を依頼したりというふうなことができないのかなというふうにも思っておりました。その可能性について伺いたいというふうに思っています。

以上です。

議長（杉山和彦君） 町民課長。

町民課長（菊池和也君） 維持管理についてシルバー人材センターさんのほうへの委託等についても検討できないかということでございますけれども、こちらについては現在のところ、今年も特にお盆の時期等についてはお盆に入る前に実施していただきたいということで会計年度任用職員に定期的をお願いしているところではございますが、それ以外の管理につきましては、日程等がうまく許すようなものであれば、福祉課等と実施のほうを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（杉山和彦君） 以上で1点目を打ち切ります。

次に、2点目、個別避難計画書についての再質問を許します。

7 番、沖津正博君。

7 番（沖津正博君） 先ほどの登録者、要するに避難行動の要支援者名簿の登録者、これが22名とい

うふうなことで、今年度中に避難計画がつくられるということで、少しほっとして聞いておりました。

同時に、22名という数字がもっといないのかなと、本当に22名なのかなというふうにも聞きました。一人で避難できない方、要介護の方だとか、障害者の方だとか、あるいは妊婦さんも含めて一人で避難できない方が22名ということなのですが、これは一応町が名簿化しているというふうなことです、この22名という数字がどういう根拠で22名になっているのか、あるいはそれ以外に私も避難できないよということで、22名以外にも申請が上げることが可能なのかどうか伺いたいと思います。

議長（杉山和彦君） 福祉課長。

福祉課長（深澤文人君） 沖津議員の再質問にお答えします。

要援護者見守り支援登録申請なのですけれども、対象者としましては、高齢者のみで世帯を構成する方、また要介護3から5の認定を受けられた方、身体障害者手帳1級から3級の交付を受けられた方などがありますけれども、そのほかに自力での避難が困難で援護を希望する方ということが要件となっております。

今申請されている方が22名ですけれども、対象の方を限定しますともう少し人数は増えますけれども、今のところ申請されている方は22名ということになっております。

以上です。

議長（杉山和彦君） 再質問ありますか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） そうすると、これからまた希望する方で増える可能性もあるというふうなことの解釈でいいのですよね。実は、それ決まってからなかなか進まなかったというのが全国的な経過であるようです。

個別避難計画というのは、こういう計画ですよと、やり方はこうですよと、希望者はぜひ相談に来てくださいという、要するに周知徹底ですね。例えば今の22名の方は概略きちんと押さえているのももちろんいいと思うのですが、それ以外に、例えばちょっと集落から離れている家があって、歩けるのだけれどもバス停までようやく歩いている状況、そういう方々が例えば要介護の軽い1とか、要するに要介護3から5に入らないわけですね。そういう方は希望して、私も何か大規模災害があったときに助けてほしい、誰か一緒に…車で迎えに来てほしいとかいうふうに思っているかもしれないわけで、そういう方も含めてですね、やっぱり周知徹底、これをぜひお願いしたいなというふうに思うわけです。これは要望です。

今、本当に毎年大規模災害が起きてきているのですが、今一番心配なのは大地震ですよ。前にも議会であれしていたのですが、30年以内にマグニチュード7.4の地震が最大90%

起こる可能性がある、これ公表されているわけですね。

それで、今の個別避難計画とは質問の趣旨がちょっとずれるかもしれないのですが、要は大規模災害で、本当に計画どおり、計画はつくったけれども、なかなかそれを前に進めるということが、実効性を高めるというやっぱり努力も一方でしていけないと私は大変だなというふうに感じているわけです。

ごめんなさい、前置きが長くなりますが、さっきのマグニチュード7.4が9割の確率であるという点では、冬の間、横浜町の家が100軒全壊するというのですね。ひとり暮らしの方とかいろいろいっぱい出てきます。それから、半壊が290、合わせて400棟が壊れるというのですよ。断水人口が2,700人ある。1か月後でも730人がまだ断水しているというふうな状況。それを踏まえて、町では地域防災計画つくっています。本当に立派な防災計画になっているのです。ところが、実際には計画をつくっただけで、では本当にこれどうするのかと、この計画どおりきちんとやれるのか。例えば災害が起きたときはこうする、それから平時は、起きないときはこんなことをやるというふうにきちんと細かく計画ではうたっているのです。ところが、ではこれを誰が知っているのか、みんなそれをきちんと用心して生活に生かしているのかと。そこなのですよ。

なので、一応防災マップ作ったり、いろいろ情報を発信してはいると思うのですね。それを一生懸命やっていると思うのですが、問題は町民の意識をどうやってこれを醸成させていくか、そこだと思うのですね。今まで繰り返し、私は防災講話やってほしいとかというふうなことを何回もしゃべってきました。それから、例えばこういう防災についての備えや、いざ大規模災害があったらどうするかというふうなことをホームページでご紹介するとかですね。火災報知器が義務化されて、それでいろいろ訪問活動とか消防のほうであったと思うのですが、時々例えばこういう町民の訪問活動ですね。ふだんの防災グッズはこういうのがありますよとか、ここは避難所がここになっていますねとか、町民に呼びかけしながら訪問してあげる。例えば消防のほうでそういうのができれば本当にすばらしいなというふうに思っているわけです。

本当に立派な地域の防災計画、町は特に原子力の防災計画もありますが、これをやっぱり絵に描いただけでなくて、実効性を高めていくにはどうするかということが本当に問われているなというふうに思います。

ちょっと個別避難計画から質問の趣旨が違いますが、しかしやっぱりこの大規模災害が一番の発端になっているので、それに対する対策として、ぜひこの大規模災害に対する、要するに地域防災計画の実効性を高めるには、ただ計画を出しただけでなくて、具体的にこれをどうしていくのか、地域にどうやって理解してもらっていくのか、その辺のやっぱり考え方、ぜひ答弁願いたいなと思います。

議長（杉山和彦君） 総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 沖津議員の今のご質問に対しての答弁をいたします。

確かに、大規模災害、何が起こるか分かりません。また、全国でもいろんなパターンでの災害がございます。そういう状況を踏まえながら、当町におきましてもそういうものを少しずつ、国、県の指導の下、加えながら、防災訓練のほうを行っていくようにしております。

また、答弁の中にもございましたが、自主防災組織等の設立の際とか、あと防災訓練の際には、そういう備蓄の問題とか、その現状に合わせた避難の仕方、避難所の設営の仕方等々、いろいろ協議しながら町の防災対策のほうをしていきたいと考えておりますので、今後とも協力を求めているよう、よこはま広報とかホームページ等を使って周知を図っていききたいと考えております。

以上です。

議長（杉山和彦君） これにて再々質問を打ち切ります。

これをもって7番、沖津正博君の一般質問を打ち切ります。

次に、2番、澤谷航一君の質問を許します。

2番、澤谷航一君。

（2番 澤谷航一君登壇）

2番（澤谷航一君） 東川町視察研修の知見からということで質問をさせていただきます。

7月3日に北海道東川町に視察に行っていました。東川町は、旭川空港から車で10分という近場に位置し、人口8,600人ですが、この30年にわたり緩やかに人口増加しています。

高品質なブランド米「東川米」の生産額が40億円、この東川米がふるさと納税26億円の主な返礼品となり、さらに公設民営の酒蔵まで誕生させているということでした。

このように恵まれた環境だけではなく、東川町の見習うべき取組が2つありました。1つは、地域おこし協力隊です。町職員数90人に加えて地域おこし協力隊員が70人もいるという、信じられない人数に耳を疑いました。

2つ目は、ユニバーサルカードの活用です。「ふるさと納税」を投資という形で応援するふるさと株主になっていただき、主な返礼品の米とともにポイントを付与したカードも添付しているということです。町内外を含めて10万人が利用していて、株主優待で人を呼び込む取組をしているそうです。

これらの知見から質問いたします。1点目、百聞は一見にしかずと申します。東川町にお願いして、当町職員の研修を受け入れていただきノウハウを勉強させることができれば、このすばらしい取組をこの町にも取り込めるのではないかと。

2点目、この町では地域おこし協力隊の応募そのものが難しそうです。ポイントを絞り込み、例えば「ナマコの種苗生産」とか、「地域カードの作成」とかを町漁協、町商工会と連携して進められれば、応募しやすくなるのではないかと思います。

協力隊員が3年の任期内でしっかりと結果を出していただければ起業にもつながる可能性がありますし、能力、お人柄を見極めることができれば町職員として採用可能かもしれません。

町長のお考えをお伺いいたします。

議長（杉山和彦君） 町長より答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） 2番、澤谷航一議員のご質問にお答えをします。

ご質問の「東川町研修視察の知見から」の1点目、「東川町にお願いして、当町職員の研修を受け入れていただきノウハウを勉強させることができれば、この町にも取り込めるのではないか」についてであります。

議員ご発言のとおり、北海道東川町は旭川空港から近いという地理的環境のほか、東川米というブランド米を活用した地場産業の活性化も含め、人口の維持など、当町におきましてもとても参考になる部分が多いものと存じます。

また、地域おこし協力隊の受入数の多さとユニバーサルカードの活用に係る取組については、とても魅力あるものであります。

しかしながら、東川町の人事担当へ確認したところ、派遣職員の受入れは現在いないとのことで、イベントなどの短期間での人事交流は北海道内の近隣市町村と恒例的に行っているとのことであります。

また、視察については、当町議会同様、それぞれの担当で受入れをしているとのことです。

当町におきましても県や上十三・十和田湖広域定住自立圏などで実施される研修もあり、伸ばしたい能力や視野を広げたい分野の研修を選択して受けております。

そのほかにも、各課の関係機関での専門知識を向上させるための研修など、短期間ではありますが、受講しておりますので、様々な分野において当町にとって最大限の効果が得られるよう、さらなる住民サービスへの向上へつなげてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、「地域おこし協力隊の応募について」であります。議員ご承知のとおり、総務省が平成21年3月31日に「地域おこし協力隊推進要綱」を制定し、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移し、地方公共団体からの委嘱を受け、一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・P

R等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域へ定住・定着を図る取組であります。その活動期間はおおむね1年以上3年以下で、隊員1人当たり年間550万円を上限に、報償費や活動旅費などに要する経費が特別交付税によって措置されます。

当町におきましても、令和3年11月22日に「横浜町地域おこし協力隊任用規則」を制定し、人口減少、高齢化等の進行が著しい横浜町に地域外の人材を積極的に招聘し、その定着と若者等の定住及び地域力の維持・強化を図っていくこととしております。

さて、当町における募集状況であります。一年を通して地域おこし協力隊の募集をしており、業務内容は企画部門の地域おこし業務として、町のホームページやSNSでの情報発信、町の広報活動等としております。

令和4年度と令和6年度には応募が1件あり、選考審査の結果、合格ではありましたが、残念ながら応募者の事情による辞退の申出があり、採用に至りませんでした。

また、令和6年度からは地域おこし協力隊の募集を専門としている業者に委託もしており、本年度においても委託し、採用に向けて取り組んでいるところでもあります。

議員ご提案の「ポイントを絞り込み、例えば「ナマコ種苗生産」とか、「地域カードの作成」とかを、町漁協、商工会と連携して進められれば応募しやすくなるのでは」についてであります。まずは地域おこし協力隊の募集を委託している業者と連携し、町の情報発信や広報活動等で横浜町を全国へPRする隊員を採用することを優先して取り組んでまいりたいと考えております。

そして、採用後には起業をするなどして町に定住してもらえよう、今後とも若者等の定住及び地域力の維持・強化を図る上で、地域おこし協力隊の募集を積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、2番、澤谷航一議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） 町長の答弁が終わりました。

東川町の取組についての再質問ありますか。

2番、澤谷航一君。

2番（澤谷航一君） 2点挙げさせていただきましたけれども、関連するので2つ併せた状態で再質問させていただきます。

東川町が研修を受け入れてくれないというのであれば仕方のないことなのかもしれませんが、本来、私が行きますと二、三人手を挙げてくれる人がいれば、そういう人たちを派遣して勉強……1週間も行ってくれば、十分ノウハウを取り込めたのではないかなと思って残念なのかもしれませんが、それ以上に、この視察に我々議員だけで、町職員の同行がなかった。職員が行っていれば、そこでも相当なノウハウを見ることができたのだろうし、あと

東川町のホームページを見れば、この70人の協力隊をポイントを絞って募集かけて、それに応募してくる。この町を活性化するためにという、その漠然とした内容だとやはりこれからも応募する人はないのではないかと思います。だから、いつまでもこの現状を打開することはできないのではないかと思いますので、ポイントを絞って募集かけましょうという提案をしているのですよ。

プレミアム商品券ありましたけれども、簡単に売れ切れなくて、何度もまだ残っていますというような放送もかかっていましたけれども、あの商品券も印刷代、またそれに関わる人件費、莫大なものです。さらに商工会のことを言いますと、いまだにスタンプを発行して、それを換金するみたいな形にはしているのだけれども、中泊町、県内でも、E d y カードを導入して、その中に助成をするとかをやっているの、やはりポイントを絞って、そのカードをつくれる人を募集して、商工会に出向させて、町独自のユニバーサルカードというのをつくることができたなら、印刷代とか人件費もかけないで効率よくできるのではないかと思います。担当課の答弁をお願いいたします。

議長（杉山和彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（秋田和幸君） そうすれば、ただいまの澤谷議員の再質問への答弁を申し上げます。

まず、東川町では、議員おっしゃるとおり、多くの地域おこし協力隊員のほうを採用しているみたいであります。当町はまだ一人も、今のところ、先ほどの答弁にありますとおり、ございません。なので、当町で募集しているのは、横浜町を全国にP Rするところ、まず絞って、横浜町を全国に広げればふるさと納税とかも伸びていきますし、そうすることによって横浜町を全国の人に知ってもらって、まずはそこに町としては集中して取り組んでいきたいというところをご理解いただきたいなというふうに思います。

その後、これが1人、地域おこし協力隊員が採用されれば、どんどんまた横浜町へ人が、地域おこし協力隊の応募が来るのではないかと推測されますので、まずそこを優先して、その後、議員おっしゃるとおり、商工会のほうのポイントカードのほうをユニバーサルカード、今の商工会のスタンプカードからユニバーサルカードの移行等についても検討していければなというふうに、進めていければいいのかなというふうに考えておりますので、ご理解のほうをよろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（杉山和彦君） 答弁は終わりました。

再々質問ありますか。

2番、澤谷航一君。

2番（澤谷航一君） 自分と議論がかみ合っていないなとは思いました。だけれども、何とか、東川はカードをやるための人材を募集して、その人を商工会に出向させてやれたのですよ。だ

から、この町をPRするというものなのだけれども、結局結果につながっていないので、ぜひ検討いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（杉山和彦君） これをもって2番、澤谷航一君の一般質問を打ち切ります。

以上で通告されておりました一般質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。午後1時30分まで休憩にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） よって、午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時30分

議長（杉山和彦君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎報告第3号の説明、質疑

議長（杉山和彦君） 日程第2、報告第3号（専決第12号） 専決処分の報告について（対物事故に係る損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 日程第2、報告第3号（専決第12号） 専決処分の報告について（対物事故に係る損害賠償の額の決定について）であります。議案書の2ページをお開き願います。

専決理由であります。令和7年5月19日に発生した町所有車両による対物事故に係る損害賠償について、賠償額が確定し和解したので、地方自治法第180条第1項及び町長が専決処分できる軽易な事項の指定について、第1号の規定により専決処分したので、報告するものであります。

3ページをお開き願います。和解の相手方は、横浜町在住であります。

事故の概要については、令和7年5月19日午前11時5分頃、横浜町字吹越567番地1の吹越生活改善センター敷地内において、町職員が運転する町（甲）所有車両、保健指導車でありましたが、その助手席側面と、同敷地内を移動中であつた相手側（乙）所有車両の後部を接触させ、破損させたものであります。

双方の運転士にけがはございませんでした。

損害賠償の額はゼロ円で、事故に係る過失割合は甲である町が50%、乙である相手側が

50%であります。

示談の内容でありますが、甲及び乙各自の負担額を相殺し、甲の損害賠償額はゼロ円です。

本件示談のほか、甲・乙には一切の債権債務関係がないことを誓約しております。

説明については以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明は終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

報告第3号を終了いたします。

◎報告第4号の説明、質疑

議長（杉山和彦君） 日程第3、報告第4号 株式会社よこはまロマン創社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（澤谷 誠君） それでは、議案書の4ページをお開き願います。

日程第3、報告第4号 株式会社よこはまロマン創社の経営状況の報告についてですが、地方自治法第243条の3、第2項の規定により報告するものであります。

続きまして、5ページをお開き願います。報告内容につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第27期の決算報告書であります。

6ページをお開き願います。貸借対照表であります。左側の資産の部であります。科目の【流動資産】は6,218万2,898円。【固定資産】は450万6,786円、内訳で【有形固定資産】は428万6,706円。【投資その他の資産】は22万80円。資産の部合計は6,668万9,684円です。

次に、右側の負債の部ですが、科目の【流動負債】は1,298万6,032円、【固定負債】は2,140万円。負債の部の合計は3,438万6,032円です。

その下の純資産の部ですが、【株式資本】は3,230万3,652円、純資産の部合計は3,230万3,652円となります。

内訳は、資本金5,000万円に対し、（当期純利益金額）は443万5,270円の黒字であり、前期の繰越利益剰余金はマイナス2,213万1,618円を差引きした当期における繰越利益剰余金はマイナス1,769万6,348円です。

負債及び純資産の部合計は、負債の部合計3,438万6,032円及び純資産の部合計3,230万3,652円の合計は6,668万9,684円であり、左側の資産の部合計と同額となり、前期の第26期

と比較して159万2,484円の減となっております。

続きまして、7ページをお開き願います。損益計算書であり、各科目ごとの金額が右側の欄となります。【売上高】の合計は1億2,216万3,233円、【売上原価】の合計は4,495万7,857円。売上高の合計から売上原価の合計を差し引いた売上総利益金額は7,720万5,376円であり、前期と比較いたしまして159万3,681円の増となっております。

次に、【販売費及び一般管理費】の合計は8,654万4,168円で、売上総利益金額7,720万5,376円を差し引いた営業損失金額は933万8,792円であり、前期と比較いたしまして184万6,043円の減となっております。

次に、【営業外収益】の合計は1,431万3,537円、【営業外費用】の合計は35万9,475円で、営業損失金額933万8,792円に営業外収益合計1,431万3,537円を足し、営業外費用合計35万9,475円を引いた経常利益金額は461万5,270円であり、税引き前当期純利益金額は461万5,270円であり、法人税等18万円を引いた当期純利益金額は443万5,270円であります。

8ページから10ページは内訳書であり、8ページは7ページの損益計算書の販売費及び一般管理費の内訳書となっており、前期と比較しまして、25万2,362円の減となっております。

続きまして、9ページお開き願います。9ページは株主資本等変動計算書で、6ページの貸借対照表の資産の部でご説明いたしましたが、資本金の当期残高は5,000万円、前期からの繰越利益剰余金がマイナスの2,213万1,618円、当期純利益金額が443万5,270円で、当期末残高では3,230万3,652円となります。

続きまして、10ページお開き願います。10ページでは、当期末における発行済株式の総数は、1株5万円の1,000株で、増減はなく、町が983株、農協が6株、商工会が6株、漁協が5株の所有でございます。

以上で株式会社よこはまロマン創社の経営状況の説明を終わらせていただきます。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明は終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

2番、澤谷航一君。

2番（澤谷航一君） 本定例会の町長の提案理由説明書を見ると、ロマン創社は前年対比で365万円の売上げが減っているということを報告いただきました。コロナが明けるような状況になってきていて、人の流れも出てきているにもかかわらず、前年対比でマイナス365万が出てしまっているというのは、理由が何なのか。実際、前年対比、令和5年度のやつを見ると、そこから比較すると、レストラン部門の売上げと販売売上げで約490万ぐらい、前年対比でマイナスとなっている。それ以外の部門、手数料で入っているのを相殺して365万まで売上げ入っているのだけれども、このレストラン部門のこれだけの赤があるというこ

との理由と、それに対する対策は何か考えられているのかどうか。

それからもう一つ、この横浜町のジャガイモを使ったカルビーのポテトチップが横浜町まで名前が入って販売できるようにはなったのだけれども、仕入れの関係で道の駅で販売しているポテトチップの値段がスーパーよりも割高である。この仕入れルートを変えたら、スーパーとのまだ販売の価格差を小さくできれば、道の駅の売上げにもつながるのではないかなと思うのだけれども、その辺のことをどういう考えで対応されていくのか知りたい。

議長（杉山和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（澤谷 誠君） 今のご質問にお答えいたします。

売上高の関係で前年対比が約360万減となっている一つの内訳といたしましては、澤谷議員がおっしゃるとおり、レストラン部門では約490万、昨年に対して減となっております。また、その他の一般の売上げのほうは120万ぐらい増となっております。確かにレストラン部門は、昨年と比べて減となっております。理由といたしましては、やっぱり客数の減が前年対比で約2,400ぐらい、やっぱりレストランも減ってきているという中で、この前代表取締役会の中でも、やはりレストランのほうにおいては、今後、メニュー及びそのメニューの値段の改善・改革を進めていきたいということをお話ししています。また、その中でもやはり町民の方々もレストランに足を運ぶような体制づくりも今後目指していかなければならないという話もしてありますので、その旨、道の駅でもそういう改善改革を進めていますし、また町としましても全面的に協力・支援してまいりたいと思っております。

あと、次にポテトチップスの関係なのですが、確かにマエダ百貨店等と比べて道の駅の価格が少し高いと。私、買ったことないのですが、少し高いという話は聞いたことがあります。今、現時点で道の駅のカルビーポテトチップスの仕入れ先をちょっと確認できておりませんが、ただ、道の駅の駅長とそういう話もしながら、今後どこから卸しているのか、そういうのも一応確認して対策を講じてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（杉山和彦君） 2番、澤谷航一君。

2番（澤谷航一君） 株式会社なのだから、やっぱり採算取れる形で進めていただきたい。レストラン部門は以前から監査法人から指摘をされている部門なので、何とか改善されるようによろしくお願いします。ありがとうございます。

議長（杉山和彦君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） これをもって質疑を打ち切ります。

報告第4号を終了いたします。

◎報告第5号の説明、質疑

議長（杉山和彦君） 日程第4、報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標の開示についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（秋田和幸君） 日程第4、報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標の開示についてであります。議案書の11ページをお開き願います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、横浜市の財政健全化判断比率の状況を別紙のとおり報告するものであります。

12ページのほうをお開き願います。財政指標といたしましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つとなり、早期健全化基準、財政再生基準のそれぞれの数値以上に1つでも該当すると、財政健全化計画や財政再生計画の策定が義務づけられ、計画的な財政健全化のための改善努力が求められます。

それでは、4つの指標について説明いたします。13ページをお開き願います。

左側の表で、一般会計の実質収支額が1億6,981万4,000円の黒字でありますので、表の下、太文字で記載しておりますが、実質赤字比率はマイナス6.81%、また一般会計を含め、その下の特別会計及び右の表の企業会計の実質収支額及び資金不足、剰余額の合計6億9,423万9,000円の黒字でありますので、表の下に太文字で記載しておりますが、連結実質赤字比率はマイナス27.86%となります。

次に、14ページをお願いいたします。実質公債費比率ですが、表の中央より少し右側の単年度の実質公債費比率ですが、令和4年度は5.24590%、令和5年度は6.39859%、令和6年度は5.80241%となり、3か年平均で5.8%となります。前年度は5.7%であり、0.1%上昇しております。

次に、15ページをお開き願います。将来負担比率ですが、将来負担額より充当可能財源等が多いことから、右下の将来負担比率はマイナス75.8%となります。

16ページ、17ページは、それぞれの算出内訳となりますので、説明は割愛させていただきます。

12ページにお戻り願います。実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、黒字でありますので、表記としてはハイフン（－）となり、実質公債費比率も5.8%であり、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、国の定める早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、財政状況及び公営企業の経営状況が健全であること

を示しております。

今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

以上で説明のほうを終わります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

報告第5号を終了いたします。

◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第5、議案第35号 横浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 日程第5、議案第35号 横浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案書の18ページをお開き願います。

提案理由につきましては、人事院による公務員人事管理に関する報告において、対応する民間労働法制の施行に伴い、育児等のための深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を改めるほか、所要の改正を行うため提案するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

21ページをお開き願います。第7条の3、第2項及び第4項の下線部分において、改正前の3歳に満たない子から、改正後では小学校就学の始期に達するまでの子まで範囲を拡大するものであります。

22ページをお開き願います。中段になりますが、第14条第1項では、改正後の下線部、（第14条の4第1項において「配偶者等」という。）を加えるものであります。

次に、第14条の3、第1項では、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対し、育児休業に関する制度、その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談、その他の措置を講ずるものであります。

次に、23ページをお開き願います。上から2行目の第1号では、仕事と育児の両立に資する制度又は措置に関して知らせる措置、（2）の第2号では、請求、申告又は申出の意向調査のための措置、第3号では、申出に係る子の心身の状況又は当該職員の家庭の状況に起因する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置であります。

次に、第2項では、3歳に満たない子を養育する職員に対する措置を講ずるものであり

ます。第1号では、仕事と育児の両立に資する制度又は措置に関して知らせる措置、第2号では、請求申告または申出の意向確認のための措置、第3号では申出に係る子の心身の状況又は当該職員の家庭の状況に起因する職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置であります。

第3項では、第1項第3号及び前項第3項の規定による意向を確認した事項の取扱いについて配慮する規定でございます。

24ページをお開き願います。第14条の4では、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対し仕事と介護との両立に資する制度又は措置に関して知らせる措置、請求、申告又は申出の意向確認のための措置を講ずるものであります。

第2項では、職員に対し、40歳に達した日の属する年度において、前条に規定する制度又は措置に関し早期に情報提供するものであります。

第3項では、第1項に規定する申出をした職員が不利益な取扱いがないよう規定するものであります。

第14条の5では、前条の規定が円滑に行われるよう、第1号で研修、第2号で相談体制の整備、第3号で勤務環境の整備等の措置を講じるものであります。

20ページにお戻りください。附則の第1項で、この条例は令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行するとし、第2項では、任命権者はこの条例の施行の日（以下「施行日」という）の前においても、この条例により改正後の横浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条の2、第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は同項の規定により講じられたものとみなすとするものであります。

説明については以上です。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第6、議案第36号 横浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 日程第6、議案第36号 横浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案書の25ページをお開き願います。

提案理由につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業の承認の範囲を定めるほか、所要の改正を行うため提案するものであります。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明いたします。

28ページをお開き願います。第1条では、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正によるものであり、下線部の改正前が「及び第2項」から、改正後では「から第3項まで及び第5項」に改め、第16条第2号では、改正前の「及び勤務日ごとの勤務時間」を削除し、改正後で文末の「除く」の後に「次条において同じ。」を加えるものであります。

第17条では、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために勤務しないことを認める現行の部分休業の1日につき2時間を超えない範囲内の形態を第1号部分休業とし、みなし部分休業の前に改正後では「第1号」を加え、第1項では改正前の育児休業法第19条第1項に規定する「部分休業」を、改正後では、育児休業法第19条第2項第1号に規定する「第1号部分休業」に改めるものであります。

29ページをお開き願います。第17条第2項及び第3項では、改正前の「部分休業」を、改正後では「第1号部分休業」に改めるものです。

また、改正前では、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、改正前が「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を、改正後では「第61条の2第20項」に改めるものであります。

30ページをお開き願います。第17条の2では、1年につき10日を超えない範囲において1時間を単位とする形態を新たに「第2号部分休業」とし、その承認について規定するものであります。

第17条の3では、部分休業の請求を申し出る単位期間は、毎年4月1日から翌年の3月30日までとするものです。

31ページをお開き願います。第17条の4では、第2号部分休業の上限が第1号で非常勤職員以外の職員は10日の時間換算で77時間30分とするもので、第2号で非常勤職員は勤務

時間数に10を乗じて得た時間とするものであります。

次に、第17条の5は、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情により、育児時間の請求の申出の内容を変更することができる特別の事情についてであり、非常勤職員の養育する子の年齢を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」までに拡大するものであります。

第18条では、改正前の「部分休業」を、改正後では「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改正するものであります。

32ページをお開き願います。第19条は、部分休業の承認の取消し事由について改正するものであります。

27ページにお戻り願います。附則の第1条、施行期日ですが、この条例は令和7年10月1日から施行する。

第2条で、経過措置で、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの期間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第17条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるものは「38時間45分」と、同条第2号中「10」あるのは「5」とするものであります。

説明については以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第7、議案第37号 横浜町犯罪被害者等支援条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 日程第 7、議案第37号 横浜町犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。議案書の33ページをお開き願います。

提案理由につきましては、犯罪被害者等の支援について基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって町民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として提案するものであります。

議案書の34ページをお開き願います。第 1 条では目的、第 2 条では用語の意義、第 3 条では犯罪被害者支援の基本理念についてであります。

35ページをお開き願います。第 4 条では犯罪被害者支援に関する町の責務、第 5 条では町民等の責務、第 6 条では事業者の責務についてであります。第 7 条では町の相談及び情報の提供等について、第 8 条では経済的負担の軽減、第 9 条では日常生活の支援、第10条では居住の安定、第11条では雇用の安定についてであります。第12条では町民等の理解の増進に向け広報活動等の充実等必要な施策を講ずるものとするものであります。

36ページをお開き願います。13条では人材の育成等のための研修の実施、第14条では関係機関等との支援体制の構築、第15条では民間支援団体に対する活動等に対する支援、第16条では支援を行わないことができる場合について、第17条ではこの条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとするものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものとするものであります。

説明については以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明は終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

5 番、橋本円君。

5 番（橋本 円君） 今の課長の説明の中の括弧書きのところをちょっと確認したいなと思うのですが、第 4 条とか、第 1 条とかのその括弧の最後の目的のところの括弧書き、定義とか、そういうものがずれているというように感じましたのですけれども、これでいいのか。課長の今の説明の括弧のままでいいのか、ちょっと確認したいと思うのですよ。例えばですよ、先ほどの課長説明の中に、第 1 条、目的があって、下のほうに（定義）とかとありますよね。それがずれているような気がしたのですけれども、それはこれでいいのかなと思ったのですよ。

議長（杉山和彦君） 総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 議案書に記載のとおりであります。

5 番（橋本 円君） さっきの第 1 条どうのこうの、括弧書きの上のほうで読んだわけですね。そうですよね。私、下のほうだと思ったので、ちょっとずれがあったので、すみませんでした。

分かりました。

議長（杉山和彦君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第8、議案第38号 北部上北三町村国土強靱化地域計画共同策定に係る協定について（追認）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 日程第8、議案第38号 北部上北三町村国土強靱化地域計画共同策定に係る協定について（追認）についてであります。議案書の37ページをお開き願います。

提案理由につきましては、野辺地町、横浜町及び六ヶ所村との間において令和2年9月28日付で締結した「北部上北三町村国土強靱化地域計画共同策定に係る協定」について、大規模な災害への対応や復旧復興のスピード向上など、地域全体として強靱性を高めることが可能であることから、提案するものであります。

38ページをお開き願います。強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が平成25年に公布・施行され、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、3町村で協議し、5年前に北部上北三町村国土強靱化地域計画共同策定に係る協定を締結した上で、令和3年度から令和7年度までの北部上北三町村国土強靱化地域計画を策定しております。

この3町村における協定については、地方自治法第252条の2の2に規定する広域行政制度の協議会に該当し、地方自治法第252条の2の2の第3項の規定により議会の議決を要するところでしたが、これを経ずして協定を締結したものであります。

このことから、北部上北三町村国土強靱化地域計画の有効性を図る上で、令和2年9月

28日付で締結した北部上北三町村国土強靱化地域計画共同策定に係る協定について、野辺地町、横浜町及び六ヶ所村の3町村において議会の追認を求めるものであります。

説明については以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次の議案第39号に入る前に当たり、ここで教育長退席のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時11分

議長（杉山和彦君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第9、議案第39号 横浜町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

町長（石橋勝大君） 日程第9、議案第39号 横浜町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについて。横浜町教育委員会教育長として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により町議会の同意を求める。

氏名、小原広基。……………

任期、令和7年10月5日から令和10年10月4日まで、再任でございます。

略歴については記載のとおりですが、令和3年4月15日から現職にあります。

よろしくお願いいたします。

以上です。（……部分個人情報保護のため削除）

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

3 番、野坂浩二君。

3 番（野坂浩二君） 今回の人事案件につきまして、前回は反対の立場でしたけれども、今回も総合的に判断してこの人事案件に対して反対の意を表するものであります。

議長（杉山和彦君） 次に、賛成意見の発言を許します。

9 番、菊地英史君。

9 番（菊地英史君） 私は、賛成の立場からお話をさせていただきたいと思います。今年 4 月に郷土館をオープンして、開設前から現在まで至るまででありますけれども、現教育長が非常に頑張っていて、今後においてもさらに創意工夫を重ねて町のために尽力していただきたい。また、この未来の横浜町のためにも頑張りたいという思いから、今回は賛成いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉山和彦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 以上で討論を打ち切ります。

議案第39号を採決いたします。

反対意見がありましたので、起立によって採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（杉山和彦君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（杉山和彦君） ここで、教育長入室のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 1 4 分

再開 午後 2 時 1 6 分

議長（杉山和彦君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎議案第 4 0 号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第10、議案第40号 横浜町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

議長（石橋勝大君） 日程第10、議案第40号 横浜町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて。横浜町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により町議会の同意を求める。

氏名、梅村貴行。……………

任期、令和7年10月1日から令和11年9月30日まで、新任でございます。

略歴については、……………

……………（……部分個人情報保護のため削除）

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第11、議案第41号 物品売買契約の一部変更について、道路維持作業車（4 t ダンプ）整備事業を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田浦良次君） 日程第11、議案第41号 物品売買契約の一部変更についてご説明申し上げます。

議案書の42ページをお開き願います。提案理由であります、令和6年7月26日付で本契約を締結し、令和6年9月3日付及び令和7年3月4日付で変更契約を締結した道路維持作業車（4 t ダンプ）整備事業について、物品売買契約の一部を変更する契約を締結したいので、横浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

1、事業名、道路維持作業車（4 t ダンプ）整備事業。2、納入期限、変更前、令和 7 年 9 月 30 日、変更後、令和 8 年 2 月 27 日。3、契約の相手方、十和田市大字大沢田字池ノ平 29 番地 2、青森日野自動車株式会社十和田営業所。変更前、所長、小田切聡伸、変更後、所長、米田学。

変更理由につきましては、全国的な鉄需要の高まりに加え市場全体への生産が追いつかない状況であることから、車両の製造が遅れており、変更前の納入期限での納車が難しいことから納入期限を変更するものであります。

また、代表者につきましても、人事異動により令和 7 年 4 月 1 日付で営業所長が変更したため変更するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明は終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第 41 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第 42 号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第 12、議案第 42 号 令和 7 年度横浜町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第 12、議案第 42 号 令和 7 年度横浜町一般会計補正予算（第 2 号）でございますが、予算書を御覧願います。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,811 万円を追加し、予算の総額を 46 億 6,412 万 3,000 円とするものでございます。あわせて、債務負担行為の補正を行っております。

予算書の 6 ページをお開き願います。第 2 条の債務負担行為補正でございますが、事業の追加でございます。まずは、第 2 次利用事務系パソコン等賃借事業について、期間を令

和7年度から令和12年度とし、限度額を588万2,000円としております。

次に、ネットワークサーバー賃借事業については、期間を令和7年度から令和12年とし、限度額を761万6,000円としております。

次に、歳入の主なものでございますが、9ページをお願いいたします。1款1項1目町民税の個人では2,118万円を増額してございます。

次に、1款2項1目固定資産税では5,200万円を増額してございます。こちらは償却資産分でございます。

次に、10款1項1目地方交付税では2億2,457万6,000円を増額してございます。こちらは普通交付税でございます。

10ページをお開き願います。10ページの14款2項1目総務費国庫補助金で405万9,000円を増額してございます。こちらは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

11ページをお開き願います。17款1項1目寄附金では600万円を減額してございます。こちらは、ふるさと納税寄付金で400万円の増額、農山漁村再エネ法寄附金で1,000万円を減額してございます。

次に、18款1項1目介護保険特別会計繰入金で1,308万4,000円を増額してございます。

次に、18款2項1目財政調整基金繰入金では3億5,357万円を減額してございます。

次に、19款1項1目繰越金で7,990万円を増額してございます。

次に、歳出の主なものでございますが、13ページをお開き願います。13ページの2款1項5目の財産管理費で549万5,000円を増額してございます。こちらは、7節でふるさと納税に関わる特産品費120万円、10節修繕費で191万円を増額しており、次のページをお願いいたします。13節の使用料及び賃借料において、NHK受信料として85万円を増額してございます。

15ページをお願いいたします。2款2項7目の情報システム費で1,095万7,000円を増額してございます。こちらは11節の役務費で182万8,000円を増額しており、こちらは電話料が主なものでございます。

次に、12節の委託料では673万4,000円を増額しており、こちらは業務用パソコン設定業務委託料と情報セキュリティポリシー改定支援業務による増が主なもので、同じく17節の備品購入費で149万4,000円を増額し、こちらは庁舎パソコン購入費の計上でございます。

15ページの下段、11目の定額減税調整給付事業費では515万円を増額しており、こちらは18節の定額減税調整給付費500万円が主なものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。3款1項3目老人福祉費では172万7,000円を増額してございます。こちらは、27節の介護保険特別会計繰出金122万円が主なものでございます。

その下の4目障害者福祉総務費では147万3,000円を増額しております。こちらは、22節の障害者国庫負担補助金償還金の106万円が主なものでございます。

17ページをお願いいたします。3款2項5目の子育て世帯燃料費等高騰対策給付事業費では488万円を計上しており、18節の子育て世帯燃料費等高騰対策給付金として468万円を計上しております。

次に、19ページをお願いします。19ページの中段、8款4項1目公園管理費では322万6,000円を増額しており、こちらは11節役務費で、緑化木剪定作業費200万円が主なものとなっております。

次に、その下の9款1項2目非常備消防費で185万5,000円を増額しております。こちらは、18節の消火栓修繕費の180万円が主なものでございます。

20ページをお開き願います。10款1項2目事務局費で140万1,000円を増額しております。こちらは12節で、総合セキュリティポリシー改定支援業務として300万円の計上が主なものとなっております。

次に、21ページをお願いします。10款4項5目ふれあいセンター費で200万円を増額しております。こちらは10節の修繕費でございます。

次に、その下の11目郷土館費では118万3,000円を増額しており、これは10節光熱水費の110万円が主なものでございます。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） ページの19です。消防費が、ここの項目は非常備消防費で消火栓の修繕費というふうになっているのですが、この中身についてちょっとお尋ねいたします。

議長（杉山和彦君） 総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 沖津議員のご質問にお答えします。

消防費の非常備消防費の18節負担金補助及び交付金の消火栓修繕費につきましては、百目木の消火栓の基礎が壊れていましたので、そちらのほうの修繕工事で180万円の増額補正となります。

以上です。

議長（杉山和彦君） 7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 分かりました。1つ、ただ非常備消防費というのはいわゆる消防団の関係だというふうに理解していたのですが……違う。ここから見ると常備消防と非常備消防とあるから、非常備消防のところでこれ、消防団の関係の予算項目だと思って理解していたのですが、もしそうだとすれば例えば消火栓を修理するとなると、消防団とはまた違うのか

など。例えばこの費用の項目が違うのかなというふうにちょっと感じたものですから、例えば消火栓は消防施設費とか、そういうふうな項目にこの消火栓の修理費が該当なるのではないかなというふうに思ったのです。非常備消防費の項目ではないなというふうにちょっと思ったものですから、もしまた……

議長（杉山和彦君） 総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 質問にお答えします。

常備消防費が北部上北広域事務組合の消防本部費のほうの予算にあります。それ以外のものについて非常備消防費ということで捉えていただければと。

非常備のほうで負担金補助という18節で支出していますが、こちらの工事につきましては水道会計のほうへ補助金を出しておりますので、水道会計のほうで工事を行うということになります。

以上です。

7 番（沖津正博君） 分かりました。

議長（杉山和彦君） よろしいですか。

7 番（沖津正博君） はい。

議長（杉山和彦君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第13、議案第43号 令和7年度横浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第13、議案第43号 令和7年度横浜町国民健康保険特別会計補正予算（第

2号)でございますが、予算書を御覧願います。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ599万4,000円を追加し、予算の総額を6億2,231万1,000円とするものであります。

歳入の主なものでありますが、6ページをお開き願います。3款1項3目子ども子育て支援事業補助金で205万6,000円を計上しております。

次に、7款1項1目繰越金では390万円を増額しております。

次に、歳出の主なものであります。7ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費で209万4,000円を増額しております。こちらは、12節の国保システム改修業務委託料180万4,000円が主なものでございます。

次に、3款1項1目医療給付費分は700万7,000円を減額しております。こちらは、18節の一般被保険者医療給付費納付金でございます。

次に、3款2項1目後期高齢者支援金等分では273万3,000円を減額しております。こちらは、18節の一般被保険者後期高齢者支援金等納付金の減によるものであります。

次に、3款3項1目介護納付金分では140万5,000円を減額しております。

1枚めくって、8ページをお願いします。5款1項1目国民健康保険財政調整基金積立金では1,492万7,000円を増額しております。

以上でございます。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第14、議案第44号 令和7年度横浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第14、議案第44号 令和7年度横浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、予算書を御覧願います。

保険事業勘定では、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億73万1,000円を追加し予算の総額を9億1,949万5,000円とし、介護事業勘定では、予算の総額に歳入歳出それぞれ16万9,000円を追加し予算の総額を269万円とするものでございます。

予算書の6ページをお開き願います。保険事業勘定の歳入でございますが、7款1項4目その他一般会計繰入金で82万1,000円を増額しております。

次に、8款1項1目の繰越金では9,991万円を増額しております。

次に、歳出の主なものでございますが、7ページをお願いします。歳出であります。7ページの下段、6款1項1目介護給付費準備基金積立金で4,523万7,000円を増額しております。

次に、8ページをお開き願います。8款1項2目償還金で4,158万5,000円を増額しております。

次に、8款2項1目他会計繰出金では1,308万8,000円を増額しております。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、13ページをお開き願います。2款1項1目一般会計繰入金で39万9,000円を増額しております。

次に、3款1項1目繰越金では23万円を減額しております。

次に、歳出でございます。14ページをお開き願います。1款1項1目介護予防支援事業費で16万9,000円を増額しております。こちらは、12節の介護予防プラン作成委託料39万9,000円の増が主な内容となっております。

以上でございます。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第44号を採決いたします。

本案は提案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第15、議案第45号 令和7年度横浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第15、議案第45号 令和7年度横浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、予算書を御覧願います。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,972万2,000円を減額し、予算の総額を7,347万4,000円とするものでございます。

歳入であります。6ページをお開き願います。1款1項1目特別徴収保険料で2,871万9,000円を減額しており、2目の普通徴収保険料では592万4,000円を増額しております。

次に、4款1項1目の繰越金で307万3,000円を増額してございます。

次に、歳出の主なものであります。7ページをお願いいたします。2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金で2,279万5,000円を減額しております。

次に、4款1項1目の予備費では302万4,000円を増額しております。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 単純な質問ですが、6ページの特別徴収の保険料が2,800万減額になると。歳出のほうも広域の納付金が大きく減額になる。もちろんリンクしているわけですが、その予算を高く見積もったということなのかどうか、徴収保険料が減額になった理由について説明をお願いします。

議長（杉山和彦君） 町民課長。

町民課長（菊池和也君） ただいまの沖津議員のご質問にお答えいたします。

特別徴収の保険料ですが、先ほど議員ご発言のとおり、補正前の額というのは、当初多く見積もっているものであり、今回の補正は事業費の確定によるものでございます。

以上です。

議長（杉山和彦君） 沖津議員、よろしいですか。

7番（沖津正博君） はい。

議長（杉山和彦君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第16、議案第46号 令和7年度横浜町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第16、議案第46号 令和7年度横浜町水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、予算書を御覧願います。

予算書1ページの収益的収入及び支出の補正でございますが、収入の第1款、第2項営業外収益で180万円を、支出の第1款、第1項営業費用で204万円を追加しております。

その内容でございますが、6ページをお開き願います。収入であります、1款2項3目の受託工事負担金で180万円を増額しております。

8ページをお願いします。支出であります、1款1項2目の配水及び給水費で180万円を増額しております。

9ページをお願いいたします。9ページの3目総係費では24万円を増額しております。

以上でございます。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案を原案のとおり可決いたしました。

◎令和 6 年度各会計別の決算に対する審査意見書及び令和 6 年度財政・経営健全化審査意見書の報告

議長（杉山和彦君） 日程第17、令和 6 年度各会計別の決算に対する審査意見書及び令和 6 年度財政・経営健全化審査意見書の報告について、監査委員から意見書の報告をしてもらいます。

代表監査委員、杉山保君。

（代表監査委員 杉山 保君登壇）

代表監査委員（杉山 保君） それでは、令和 6 年度横浜町各会計決算審査意見書及び基金の運用状況審査意見書について報告いたします。

資料の 1 ページをお開きください。第 1、審査の対象から第 3、審査の方法につきましては、記載のとおりとなっております。

第 4、審査の結果、1 の総括ですが、予算の歳入、歳出の執行について審査に提出された歳入歳出決算書類等は、地方自治法、その他関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、正確であると認める。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われているものと認められた。

各会計の決算の状況及び町税等の収入状況等については、以下のとおりであります。

次に、2 ページをお開きください。各会計の決算の状況につきましては、一般会計で歳入総額45億2,243万2,000円、歳出総額43億2,039万8,000円、繰越額3,222万円、実質収支 1 億6,981万4,000円となっており、以下、国民健康保険特別会計から水道事業会計まで記載のとおりとなっております。

次に、3 ページをお開きください。町税等の収入状況につきましては、個人町民税で調定額 1 億5,663万9,000円、収入済額 1 億5,098万7,000円、不納欠損額43万8,000円、収入未済額521万4,000円となり、以下、法人町民税から後期高齢者医療保険料までは記載のとおりとなっております。

地方債残高の状況につきましては、一般会計で令和 6 年度末現在高が31億4,879万1,000円となっており、内訳については記載のとおりとなっております。

4 ページにつきましては、記載のとおりであり、省略させていただきます。

次に、5 ページをお開きください。基金の状況につきましては、令和 6 年度末現在高の合計額で37億748万2,000円となっており、内訳につきましては記載のとおりとなっております。

次に、6 ページをお開きください。第 5、審査意見。留意事項につきましては、令和 6

年度の決算主要指標を見ると、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.0%、前年度は93.6%で0.6ポイント改善をしたものの、県内の類似団体と比較して依然として高い状況にありますので、来年度以降の経常収支比率の動向に留意されたい。

地方債残高については、令和6年度末で一般会計では31億4,879万1,000円となり、このうち普通交付税に算定される過疎債、臨時財政対策債は22億6,865万3,000円であり、全体の72%を占めていると。今後とも過疎計画の充実を図り、計画的な過疎債の発行に努められたい。

また、町税、国保税ともに、徴収実績は現年及び滞納分ともに徴収率が改善され、このことは効果的な事務処理策や収納対策に取り組んでいる成果であります。今後とも、全職員一丸となって引き続き積極的な収納対策に取り組み、未収額の確保に努められるよう期待いたします。

一方で、町財政においては、扶助費などの社会保障関係経費が増加の一途であることに加え、耐用年数の経過による施設改修や旧教育施設等の解体費等新たな起債借入れや、行政需要に応じた人材確保と処遇改善に伴う人件費の増大が予測され、財政を圧迫する恐れがある。限られた財源の中で様々な行政課題に取り組むためには、創意と工夫、事務事業の精査と見直しを遂行され、より効果的でかつ効率的な行財政運営が望まれる。

第6次横浜町総合振興計画に定められた将来像である「こころと自然が豊かな菜の花の町よこはま」の実現に向け、総合計画に掲げる政策を着実に推進し、健全な行財政運営と住民福祉の向上になお一層の努力をされるよう期待し、審査意見といたします。

次に、令和6年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書について報告いたします。

8ページをお開きください。1の審査の対象から3の審査の方法については、省略させていただきます。

4の審査の結果についてですが、審査に付された財政健全化判断比率、経営健全化資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

以上、令和6年度各会計決算審査意見書及び基金の運用状況審査意見書並びに令和6年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の報告といたします。

議長（杉山和彦君） 以上で令和6年度各会計別の決算に対する審査意見書及び令和6年度財政・経営健全化審査意見書の報告を終わります。

◎決算審査特別委員会の設置及び令和6年度決算（6会計）の決算審査特別委員会への付託について

議長（杉山和彦君） 日程第18、決算審査特別委員会の設置及び令和6年度決算（6会計）の決算審

査特別委員会への付託についてですが、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、認定第1号から認定第6号までの各会計の決算の認定について、これに付託の上審査することに、去る8月29日開催の議会運営委員会において話合いになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会を設置し、認定第1号から認定第6号までを決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎発議第4号の質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第19、発議第4号 高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書を議題といたします。

これについては、陳情第1号において慎重に審議されて採択決定されております。

よって、説明を省略して、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 意見書に賛成という立場から発言いたします。

やっぱり約73%がこの引上げに対して反対だという世論調査が出ておりました。また、テレビでもがん患者の悲痛な訴えの声が終日放映されてご存じのとおりだと思っています。働いているときはいいけれども、もし仕事がなくなったときに、やっぱり医療費の限度額、これが本当にライフラインになると私も感じております。凍結ではなく撤回するというのを強く求めて、賛成の討論としたいと思います。

議長（杉山和彦君） 沖津議員、今の意見は賛成意見で捉えていいですか。

7番（沖津正博君） はい。

議長（杉山和彦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 以上で討論を打ち切ります。

発議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたします。

◎決算審査特別委員会の開催について

議長（杉山和彦君） 決算審査特別委員会委員、理事者及び関係職員の皆さんにお知らせいたします。

委員長、副委員長を互選するための委員会を9月9日午前10時より大会議室で開催いたしますので、ご参集くださるようお知らせいたします。

◎散会の宣告

議長（杉山和彦君） 本日はこれをもって散会といたします。大変ご苦労さまでした。

（午後 2時57分）